

東郷町建設工事余裕期間制度試行要領の制定について

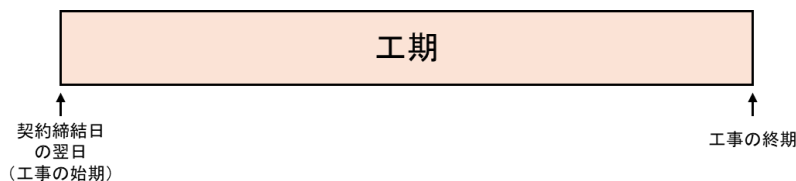
東郷町では、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資するための余裕期間を設定する工事を導入します。

1 制度の概要

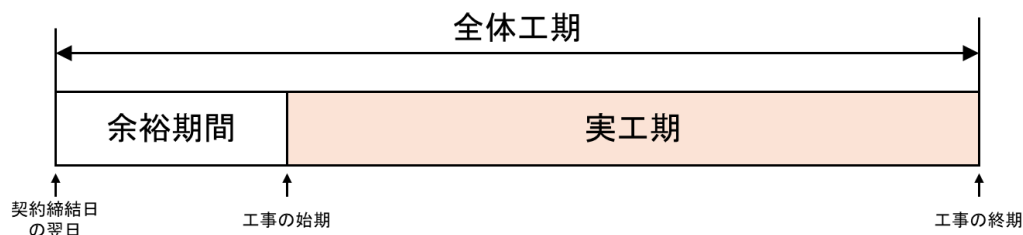
(1) 用語の定義

余裕期間	・ 契約日の翌日から工事着手日前日までの期間で、受注者が工事施工体制を整備するための期間です（90日を超えない範囲内）。 ・ 実工期ではないため、受注者は現場代理人、監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間です。ただし、工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能です（工場製作、測量、資材搬入、仮設物設置等の準備工事は不可）。
実工期	・ 実際に工事を施工するのに要する期間で、工事の始期（着手日）から工事の終期（完了日）までをいいます（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む）。
全体工期	・ 余裕期間と実工期を合わせた期間です。 ・ 契約締結日の翌日から、発注時に町があらかじめ定めて特記仕様書に明示した工事完了期日までの期間です。

【従来の工事】



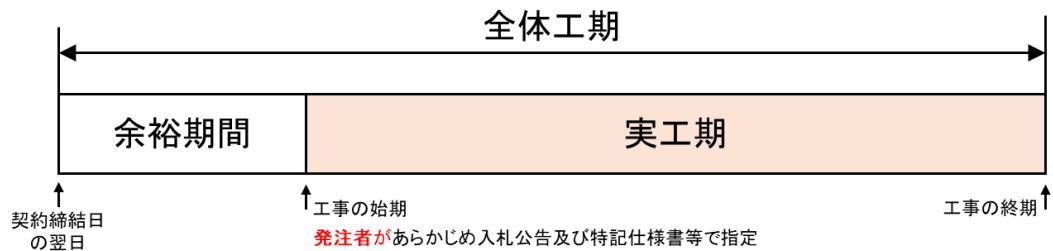
【余裕期間制度対象工事】



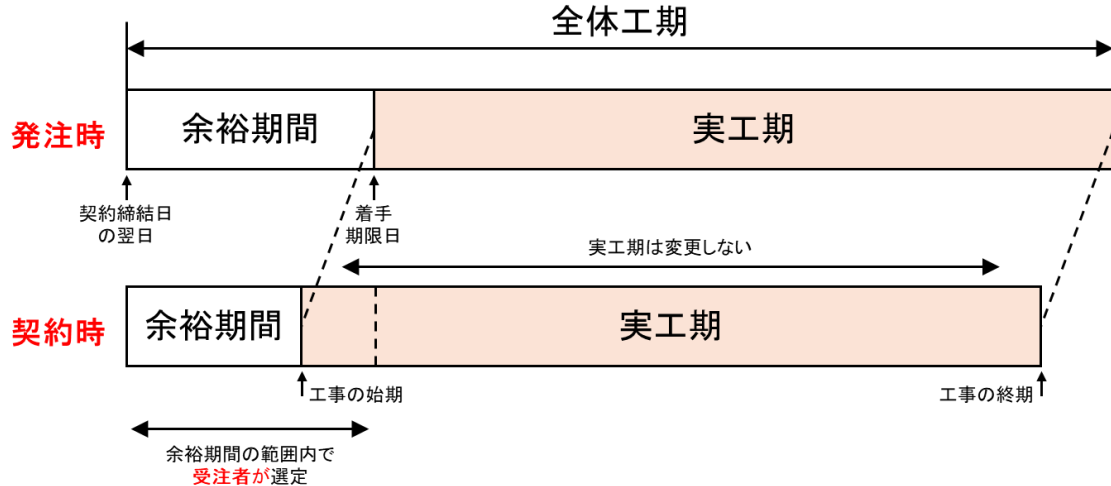
(2) 実施方法

発注者があらかじめ工事の始期を指定する方式【発注者指定方式】、又は受注者が工事の始期を余裕期間内の任意の日から選択できる方式【任意着手方式】のいずれかとし、町が工事内容に応じて指定します。

【発注者指定方式】



【任意着手方式】



2 対象工事

余裕期間を設定しても工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事のうち、発注者が必要と認める工事とします。

3 効果（メリット）

- ・ 建設業者側の観点から施工時期の平準化や生産性の向上が期待されます
- ・ 切れ目のない受注機会が期待され、施工時期の平準化が推進されます
- ・ 配置技術者について配置時期の調整が可能となります
- ・ 労働者や建設資機材の円滑な確保が可能となります

4 その他

制度の詳細については「東郷町建設工事余裕期間制度試行要領」、「東郷町余裕期間制度適用工事に関するQ & A」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

東郷町総務部総務財政課
電話 0561-38-3112（直通）